

附属機関等の概要

(令和5年1月15日現在)

担当部課名	オホーツク総合振興局保健環境部 北見地域保健室健康推進課								
附属機関等の名称	北海道北見保健所及び網走保健所感染症診査協議会								
「附属機関」「懇談会」の別	附属機関								
設置年月日	平成11年4月1日								
設置根拠	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条に基づく								
設置目的	<p><目的></p> <p>感染症法の規定に基づき、都道府県知事の諮問に対する答申など、感染症に係る診査を行い、適正な行政手続き及び医療に関する必要な措置を決定することで、患者の人権保護並びに公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。</p> <p><所掌事項、議題等></p> <p>協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 都道府県知事の諮問に応じ、患者の就業制限に係る措置、患者の入院勧告及び入院の期間の延長並びに患者の医療費公費負担の申請に関し必要な事項を審議すること。</p> <p>二 緊急のため保健所長の権限で就業制限の措置及び入院勧告を行った場合、当該報告に関し、意見を述べること。</p>								
委員構成	<p>1 委員数 9名 【定数： 11名】</p> <p>(うち女性委員) 3名</p> <p>(うち公募委員) 0名 【公募枠： 0名】</p> <p>現在委員を委嘱していない場合はその理由 ()</p> <p>2 部会等の設置状況</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>委員数(うち女性委員)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>結核部会</td> <td>5(2)</td> </tr> <tr> <td>感染症部会</td> <td>5(2)</td> </tr> </tbody> </table>			名称	委員数(うち女性委員)	結核部会	5(2)	感染症部会	5(2)
名称	委員数(うち女性委員)								
結核部会	5(2)								
感染症部会	5(2)								
会議の公開状況	<p>公開・非公開・一部非公開・未決定の別</p> <p>公開できない理由(非公開・一部非公開の場合)</p> <p style="text-align: center;">〔 感染症法第24条第3項に基づく患者個人に係る診査であり、個人情報保護の観点から公開は適当ではない。 〕</p>								